

# 令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引



三郷市キャラクター  
「かいちゃん&つぶちゃん」

申告書の提出期限は

令和8年2月2日(月)[必着]です

期限間近は混雑しますので、早期の提出（1月20日頃まで）のご協力をお願いいたします

令和8年1月1日現在、三郷市内に償却資産を所有している、  
または三郷市内の事業所などに償却資産を賃貸している個人・法人の方は申告が必要です。

## 【お知らせ】

- 申告書控えの返送を希望される方は、控え用の申告書と返信用封筒（宛先明記・切手貼付）を同封のうえ郵送してください。同封していない場合は、返送できませんので予めご了承ください。
- 市ホームページより各種様式をダウンロードできます。  
(URL <https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/zaimu/shisanzei/1/592.html>)
- 申告書の提出は便利な電子申告（eLTAX）をご利用ください。  
(URL <https://www.eltax.ita.go.jp/>)
- 電算申告・電子申告をご利用のかたで、次年度以降郵送案内が不要な場合は、申告書「18. 備考」欄にその旨ご記入ください。



eLTAX 公式 HP

## 【提出・問い合わせ先】

三郷市財務部 資産税課 償却資産係

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1

電話番号：048-930-7717（直通）／048-953-1111（内線：1152・1153）

- 申告書を直接提出される場合は、市役所1階「9番窓口」までお越しください。

## 【はじめに】

日頃から、本市税業務につきましてご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地・家屋及び、**償却資産**（機械、装置、工具、備品等）である**事業用資産**についても課税対象であり、当該事業用資産を所有されている個人・法人の方は、地方税法第383条（固定資産の申告）に基づき、毎年賦課期日（1月1日）現在の当該償却資産の所在地の市町村長に申告する義務があります。

つきましては、本手引をご参照のうえ、提出期限までの申告をお願いいたします。

## 《 目 次 》

|                              |       |
|------------------------------|-------|
| <b>1 申告が必要な方/償却資産について</b>    |       |
| (1) 申告が必要な方……………             | 2     |
| (2) 儻却資産とは……………              | 2     |
| (3) 事業の用に供するとは……………          | 2     |
| (4) 申告が必要な資産……………            | 2     |
| (5) 申告の対象とならない資産……………        | 2     |
| (6) 少額の減価償却資産の取扱い……………       | 3     |
| (7) リース資産の取扱い……………           | 3     |
| (8) 儻却資産の種類と具体例……………         | 4     |
| (9) 家屋と償却資産の区分について………        | 4     |
| 家屋・償却資産評価区分表……………            | 5     |
| (10) 業種ごとの主な償却資産……………        | 6     |
| (11) 国税との主な違い……………           | 7     |
| <b>2 儻却資産の申告について</b>         |       |
| (1) 書面申告……………                | 8     |
| (2) 電子申告……………                | 8     |
| (3) 所有者コードの記載について………         | 9     |
| (4) 非課税対象資産が含まれる場合………        | 9     |
| (5) 特例対象資産が含まれる場合………         | 9     |
| (6) 提出前のチェック項目……………          | 9     |
| <b>3 評価額・税額等の計算について</b>      |       |
| (1) 評価額の算出……………              | 10    |
| (2) 課税標準……………                | 10    |
| (3) 税額の算出……………               | 10    |
| (4) 納期……………                  | 10    |
| (5) 減価率及び減価残存率表……………         | 11    |
| (6) 耐用年数が改正された資産の申告について…………… | 11    |
| (7) 非課税について……………             | 11    |
| (8) 課税標準の特例について……………         | 12    |
| <b>4 申告書類の記入方法</b> ……………     | 13~15 |
| <b>5 耐用年数表（抜粋）</b> ……………     | 16    |
| <b>6 資産の不申告等について</b>         |       |
| (1) 不申告について……………             | 17    |
| (2) 虚偽申告について……………            | 17    |
| (3) 各種調査にかかるご協力のお願い…         | 17    |
| (4) 国税資料等の閲覧について……………        | 17    |
| <b>7 儻却資産 Q&amp;A</b> ……………  | 18    |

# 1 申告が必要な方 / 償却資産について

## (1) 申告が必要な方

1月1日現在で、三郷市内に償却資産を所有している、または三郷市内の事業所に償却資産を賃貸している個人・法人の方は、申告義務があります。

例：工場、商店を営んでいる、アパートや駐車場、事業用設備や物品（機械・工具・備品等）を貸し付けているなどの事業を行っている個人・法人の方です。

## (2) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの」をいいます。

（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。ただし、取得価額が少額である資産やその他政令で定める資産は除く。）

※地方税法第341条第4号（固定資産税に関する用語の意義）

## (3) 事業の用に供するとは

- ① 資産の所有者が、自己の営む事業活動のため使用する場合や、すぐに使える状態で置かれているものおよび、事業として他人に貸し付ける場合等においても該当します。
- ② 直接的に営利事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舎、寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象となります。

## (4) 申告が必要な資産

1月1日現在、事業の用に供することができる資産のうち、次の①-⑨及び次項（6）の要件を満たすものです。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後1月1日までの間に取得した資産で、固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（帳簿上は記載されていなくても、実際に存在し減価償却が可能な資産）
- ④ 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産）
- ⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼動資産（すでに完成しているが、まだ稼動していない資産）
- ⑦ リース資産（他の事業所に貸し付けてある資産 詳細は次ページをご参照ください。）
- ⑧ 他から賃貸している建物に施工した附属設備（建物・建物附属設備勘定で経理されているもの）
- ⑨ 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産

## (5) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（大型特殊自動車は申告対象）
- ② 無形固定資産（ソフトウェア、営業権、特許権、商標権等）
- ③ 繰延資産（設立費、開業費、開発費等）
- ④ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ⑤ 馬、牛、果樹その他の生物（ただし観賞用、興行用等の生物は申告対象）
- ⑥ 時の経過によりその価値が減少しない美術品等（古美術品、1点百万元以上のもの等）
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）
- ⑧ 耐用年数（使用可能期間）が1年未満の資産（リース資産で個別償却しているものを除く）

## (6) 少額の減価償却資産の取扱い

耐用年数が1年を超えて取得価格（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産  
(ただし、法人の場合、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象です。)

|                                      | 取得価額             | 国税の取扱い     | 固定資産税<br>(償却資産)の取扱い |
|--------------------------------------|------------------|------------|---------------------|
| 個人<br>(平成11年1月1日以後に取得した資産)           | 10万円未満           | 必要経費（損金算入） | 申告対象外               |
|                                      | 10万円以上<br>20万円未満 | 3年間一括償却    |                     |
|                                      | 20万円以上           | 減価償却       |                     |
| 法人<br>(平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産) | 10万円未満           | 必要経費（損金算入） | 申告対象外               |
|                                      |                  | 3年間一括償却    |                     |
|                                      |                  | 減価償却       | 申告対象                |
|                                      | 10万円以上<br>20万円未満 | 3年間一括償却    |                     |
|                                      | 20万円以上           | 減価償却       | 申告対象                |

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により  
30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金  
算入した場合は、申告対象となります。（H18.4.1～R8.3.31 取得資産が対象）

## (7) リース資産の取扱い

- ① 貸主（リース会社等）が申告するもの  
いわゆるリース契約。リース資産の所有権はリース会社にあるため。
- ② 借受人が申告するもの  
譲渡条件付リース（所有権留保付割賦販売とみなす）等、リース資産の最終的な所有権が借受人にあるため。

| リース契約の内容 | 通常の債貸借契約によるリース<br>(所有権移転外ファイナンス・リース) | 売買にあたるようなリース資産<br>(所有権移転ファイナンス・リース) |
|----------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 申告義務者    | ① 貸主（リース会社等）                         | ② 借受人                               |

※平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外リース取引については、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である貸主（リース会社等）が申告する必要があります。なお、地方税法施行令第49条ただし書きにより、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償若しくは名目的な対価によって譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件の取引です（所有権移転ファイナンス・リース）。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

## (8) 償却資産の種類と具体例

| 資産の種類 |           | 主な償却資産の内容  |
|-------|-----------|--|
| 第1種   | 構築物       | 構内舗装（駐車場含む） 庭園・緑化施設 門・塀・フェンス<br>野立看板 広告塔 煙突 ゴルフ練習場設備 等   |
|       | 建物附属設備    | 受変電設備 蓄電池電源設備 電気設備 給排水衛生設備 ガス設備<br>空調設備 内装・内部造作設備 建物に取付けた看板 等                                  |
| 第2種   | 機械及び装置    | 各種製造設備等の機械類 クレーン等の建設機械 機械式駐車場設備<br>ドローン 太陽光発電設備一式 等  |
| 第3種   | 船舶        | ボート 釣船 漁船 遊覧船 等  |
| 第4種   | 航空機       | 飛行機 ヘリコプター グライダー 等   |
| 第5種   | 車両及び運搬工具  | フォークリフト、クレーン、パワーショベル等の大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」「90~99」「900~999」のもの）<br>構内運搬車 農耕作業車 等 |
| 第6種   | 工具・器具及び備品 | 机 いす キャビネット 金庫 電子計算機 陳列ケース 複写機<br>医療機器 理容又は美容機器 冷暖房用機器 娯楽用器具<br>厨房用品 切削工具 測定工具 物置 移設が容易な看板 等   |

## (9) 家屋と償却資産の区分について

### ①建物附属設備の区分

自己所有の事業用家屋に取り付けた建物附属設備は、「家屋評価の3要件」に基づき、家屋または償却資産に分けて課税されます。

### 【家屋評価の3要件】

- ①家屋の所有者が所有するもの
- ②家屋に取付けられ、家屋と構造上一体となっているもの
- ③家屋の効用を高めるもの

|                        |   |
|------------------------|---|
| 家屋評価に含まれるため<br>申告不要のもの | 家屋と構造上一体となりその効用を高める、屋内の電気・ガス・給排水・衛生・消火・空調設備 |
| 償却資産のため申告対象<br>となるもの   | 単に移動を防止する程度に家屋に取付けたもの<br>独立した機器としての性格が強いもの  |

※詳細は次ページの家屋・償却資産評価区分表を参照ください。

### ②償却資産として申告が必要な建物附属設備

#### ●特定事業用設備（家屋と設備等の所有者が同じである場合）

家屋に設置される設備のうち、家屋の効用を高める目的でなく、特定の事業用目的のために設置された設備（機械・工具用動力配線、水道・排水配管、ボイラー等）は、家屋評価の要件の③を満たさないため、償却資産申告の対象です。次ページの表を参考に申告してください。

#### ●特定附帯設備（家屋と設備等の所有者が異なる場合）

家屋所有者以外の賃借人等が取り付けた建物附属設備は、家屋評価の要件の①を満たさないため、すべて償却資産申告の対象です。

【家屋・償却資産評価区分表】

| 種類      | 分類                | 内容   | 課税区分                  |                       | 家屋と設備等の所有関係が異なる（テナント等）場合は、テナント等の方に申告義務があります。 |
|---------|-------------------|--|-----------------------|-----------------------|--|
|         |                   |  | 家屋                    | 償却資産                  |  |
| 建築工事    | 内装・造作             | 床・壁・天井仕上げ 店舗造作工事一式   | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 受変電設備             | 設備一式   |                       | <input type="radio"/> |  |
|         | 予備電源設備            | 発電機・蓄電池・無停電電源設備 等  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         | 中央監視設備            | 設備一式   |                       | <input type="radio"/> |  |
|         | コンセント設備<br>照明器具設備 | 屋外設置部  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 屋内設置部  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 電力引込設備            | 引込工事   |                       | <input type="radio"/> |  |
|         | 動力配線設備            | 特定の生産または業務用設備  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 上記以外の設備  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 電話設備              | 電話機・交換機 等の機器類  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 配線・配管・端子盤 等  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | LAN設備             | 設備一式   |                       | <input type="radio"/> |  |
|         | 放送・拡声設備           | マイク・スピーカー・アンプ 等の機器類  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 配線・配管 等  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | インターホン設備          | 設備一式   | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 監視カメラ設備           | 受像機（モニター）・カメラ・録画装置 等の機器類   |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 配線・配管 等  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 太陽光発電設備           | 太陽光パネル（屋根材がパネルの場合）   | <input type="radio"/> |                       |  |
|         |                   | 太陽光パネル（屋根上に後付けの場合）   |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | パワーコンディショナー等パネル以外の機器類  |                       | <input type="radio"/> |  |
| 給排水衛生設備 | 給排水設備             | 屋外設備（給水管・排水管）・引込工事・特定の生産または業務用設備   |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 屋内配管・高架水槽・受水槽・ポンプ 等  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 給湯設備              | 局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 局所式給湯設備（ユニットバス・床暖房用等）・中央式給湯設備  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | ガス設備              | 屋外設備・引込工事・特定の生産または業務用設備  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 屋内配管 等   | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 衛生設備              | 設備一式（洗面器・便器等）  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 空調設備              | ルームエアコン（壁掛け型）・特定の生産または業務用設備  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 上記以外の設備  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         |                   | 換気設備   | <input type="radio"/> |                       |  |
| 防災設備    | 避雷設備              | 設備一式   | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 火災報知設備            | 設備一式   | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 消火設備              | 防火水槽・消火器・避難器具・ホース・ノズル・ガスボンベ 等  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 消火栓設備・スプリンクラー設備 等  | <input type="radio"/> |                       |  |
| その他の設備等 | 運搬設備              | ベルトコンベア・垂直型連続運搬装置  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 厨房設備              | 寮・病院・社員食堂等の厨房設備・顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 上記以外の設備  | <input type="radio"/> |                       |  |
|         | 洗濯設備              | 洗濯機・脱水機・乾燥機  |                       | <input type="radio"/> |  |
|         |                   | 寮・病院等の洗濯設備・顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）   |                       | <input type="radio"/> |  |
|         | その他               | 冷蔵／冷凍倉庫における冷却装置・ろ過装置・POSシステム・広告塔・ネオンサイン・文字看板・袖看板・簡易間仕切（衝立）・機械式駐車設備（ターンテーブル含む）・駐輪設備・ごみ処理設備・メールボックス・カーテン・ブラインド 等 |                       | <input type="radio"/> |  |
| 外構工事    | 外構工事              | 工事一式（舗装・門・塀・緑化施設等）   |                       |                       | <input type="radio"/>                        |

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

## (10) 業種ごとの主な償却資産

下の表は、申告対象となる主な資産の例を業種ごとにまとめたものです。

所有の資産が申告の対象となるものか不明な場合は、こちらの表を参照いただき、ご不明点については、担当の税理士（税務を依頼している場合）または、資産税課へお問合せください。

| 業種                 | 主な償却資産の内容   |
|--------------------|---|
| ★各業種共通             | <p><b>【屋外】</b><br/>外構工事 駐車場等舗装整備費 給排水設備工事 受変電設備工事<br/>電気工事 発電設備 看板・広告塔 門扉 フェンス 植栽 倉庫 物置<br/>コソナハウス 太陽光発電設備一式（家屋として評価・課税されていないもの）等</p> <p><b>【屋内】</b><br/>内装工事 空調設備 応接セット（机・いす） ロッカー キャビネット<br/>金庫 タイムレコーダー ルームエアコン 什器類 等<br/>電子機器類（パソコン・サーバー・テレビ・コピー機・レジスタ等）</p> <p><b>【その他】</b><br/>福利厚生設備・施設（寄宿舎・レクリエーション設備）に係る資産 等</p> |
| ①不動産(共同住宅)貸付業      | 駐輪場整備 屋外照明 ごみ置き場 宅配ボックス 壁掛けエアコン<br>家具・家電（家具付き賃貸の場合）等  |
| ②不動産(駐車場)貸付業       | 料金精算機 駐車装置（ターンテーブル・フラップ板等）屋外照明設備 等  |
| ③小売店               | 陳列棚・ケース冷蔵庫 冷凍庫 自動販売機 サッカーボール 放送設備 等   |
| ④飲食店               | 厨房設備 家具 備品 冷蔵庫 冷凍庫 食器洗浄機 製氷機 放送設備 等   |
| ⑤製造業               | 貯水設備<br>商品製造に係る各種機器類（旋盤・溶接機・プレス機・裁断機・印刷機 等）   |
| ⑥建設業               | 発電機 ドリル コンクリートカッター クレーン ブルドーザー パワーショベル<br>大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90～99」、「900～999」、「0」、「00～09」、「000～099」のもの）等  |
| ⑦売電事業<br>(太陽光発電事業) | 太陽光発電パネル パワーコンディショナー など設備一式<br>(個人所有の居宅の場合、発電出力が10kW未満かつ余剰売電契約で「自家用」と認められるものは対象外)   |
| ⑧医療業               | 各種医療機器（手術台・ベッド・心電計・X線装置・MRI装置 等）<br>分包機 調剤台 冷蔵庫 オンライン資格確認機 等  |
| ⑨理美容業              | 理美容椅子 洗面設備 パーマ機 消毒殺菌機 タオル蒸し機 美顔器<br>サインポール 等  |
| ⑩クリーニング業           | 洗濯機 脱水機 乾燥機 プレス機 包装設備 等   |
| ⑪自動車販売・修理業         | 電動リフト 旋盤 研削盤 その他修理・検査に係る各種機器・工具 等   |
| ⑫ガソリンスタンド業         | 独立キャノピー 照明設備 地下ガソリンタンク オートリフト 洗車機<br>給油・計量器 消火設備 等  |
| ⑬遊技業               | 各種ゲーム筐体 両替機 カード発行機 景品陳列棚 デジタルサイネージ<br>パチンコ台 スロット台 玉貸機 放送設備 防犯設備 等   |
| ⑭農業                | 農業用建物（ビニールハウス等で土地への定着性がなく家屋評価外のもの等）<br>トラクター等の農耕作業用特殊自動車（時速35キロ以上）<br>野菜洗浄機 果樹棚 井戸 農業用ドローン 等  |

## (11) 国税との主な違い

償却資産と国税(税務会計)では、下記の通り取扱いが異なる点がありますので、ご留意ください。

| 項目   | 国税(法人税・所得税)  | 固定資産税(償却資産)  |
|--|--|--|
| 償却計算の期間                                      | 事業年度または暦年  | 暦年(賦課期日制度)   |
| 減価償却の方法                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○定率法、定額法の選択           <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物及びH28.4.1以降<br/>取得の建物附属設備・<br/>構築物は定額法のみ</li> </ul> </li> <li>○選択しない場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>●法人税・・・定率法</li> <li>●所得税・・・定額法</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○定率法           <ul style="list-style-type: none"> <li>●減価率は11ページの<br/>減価率及び減価残存率表<br/>をご参照ください</li> </ul> </li> </ul> |
| 前年中の新規取得資産                                   | 月割償却   | 半年償却(1/2)  |
| 圧縮記帳の制度                                      | 認められます   | 認められません※注1   |
| 特別償却、割増償却<br>(租税特別措置法)                       | 認められます   | 認められません  |
| 増加償却<br>(所得税・法人税)                            | 認められます   | 認められます   |
| 最低帳簿価額と最低評価額                                 | 備忘価額(1円)   | 取得価額の5%  |
| 改良費の評価方法                                     | 原則として区分評価  | 区分評価<br>(改良した資産と改良費を区分して評価)  |
| 少額の減価償却資産<br>(使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満)       | 損金算入が可能<br>(法人税法施行令第133条又は<br>所得税法施行令第138条)  | 損金算入したものは課税対象外<br>※注2  |
| 一括償却資産<br>(取得価額が20万円未満の<br>減価償却資産)           | 3年間で損金算入が可能<br>(法人税法施行令第133条の2又は<br>所得税法施行令第139条)  | 損金算入したものは課税対象外<br>※注3  |
| 中小企業者の方等が租税特別措置法を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産 | 損金算入が可能<br>(租税特別措置法第28条の2又は<br>同法第67条の5)   | 課税対象になります  |

【重要】取得価額は、原則国税申告と同額になりますが、その資産を取得するにあたり通常支出すべき金額と認められる額と著しく相違がある場合(1円で資産承継したなど)は、その取得時において通常支出すべき金額となります。具体的には当該品物を取得した当時の金額、それが不明な場合は、当該年度の賦課期日に一般市場において当該資産を新品として取得するために通常支出すべき額となります。(総務省:固定資産評価基準第3章第1節第5項~第7項)

注1: 圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

注2: 法人の方は、本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数をご記入のうえ、申告に含めてください。

注3: 法人又は個人の方は、本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数をご記入の上、申告に含めてください。

## 2 償却資産の申告について

### (1) 書面申告

必要事項を記載した申告書等を郵便や窓口で提出する方式です。書面申告の場合、以下申告書の作成方法により提出書類が異なりますので確認の上、申告方式を選択し、ご提出ください。

#### ① 一般申告 増加及び減少のあった資産を1品ずつ申告する方式です。

この方式の場合、種類別明細書は増減のある分のみ作成すればよいほか、資産の増減がない場合や該当資産がない場合のご提出は「償却資産申告書」のみです。

| 申告方式 | 申告内容    | 償却資産<br>申告書 | 種類別明細書<br>(増加資産・全資産用) | 種類別明細書<br>(減少資産用) |
|------|---------|-------------|-----------------------|-------------------|
| 一般申告 | 資産増加のみ  | ○           | ○                     | ×                 |
|      | 資産減少のみ  | ○           | ×                     | ○                 |
|      | 増加・減少あり | ○           | ○                     | ○                 |
|      | 増加・減少なし | ○           | ×                     | ×                 |
|      | 資産所有なし  | ○           | ×                     | ×                 |

#### ② 電算申告 増加及び減少の有無に問わらず、賦課期日時点で所在地が本市である資産を全件申告する方式です。この方式は会計ソフト等で、管理している資産情報を出力できる場合に選択できます。なお、この方式を選択する場合、全ての資産の課税標準額を予め計算し、申告書下部の「評価額(木)」「決定価格(ハ)」「課税標準(ト)額」欄に集計値の記載及び、種類別明細書の課税標準額欄に集計値を記載する必要があります。

また、資産の増減のない年度であっても種類別明細書(全資産)の添付が必須です。

| 申告方式 | 申告内容    | 償却資産<br>申告書 | 種類別明細書<br>(増加資産・全資産用) | 種類別明細書<br>(減少資産用) |
|------|---------|-------------|-----------------------|-------------------|
| 電算申告 | 資産増加のみ  | ○           | ○                     | ×                 |
|      | 資産減少のみ  | ○           | ○                     | ○                 |
|      | 増加・減少あり | ○           | ○                     | ○                 |
|      | 増加・減少なし | ○           | ○                     | ×                 |

### (2) 電子申告

e L T A X(地方税ポータルシステム)を使用し、申告書類を電子データで提出する方式です。

| 申告方式             | 申告内容    | 償却資産<br>申告書 | 種類別明細書<br>(増加資産・全資産用) | 種類別明細書<br>(減少資産用) |
|------------------|---------|-------------|-----------------------|-------------------|
| 全資産申告<br>増加・減少申告 | 資産増加のみ  | ○           | ○                     | ×                 |
|                  | 資産減少のみ  | ○           | ×                     | ○                 |
|                  | 増加・減少あり | ○           | ○                     | ○                 |
| 全資産申告            | 増加・減少なし | ○           | ×                     | ×                 |
|                  | 資産所有なし  | ○           | ×                     | ×                 |

※「増加・減少なし」「資産所有なし」の場合、増加・減少申告は利用できません。

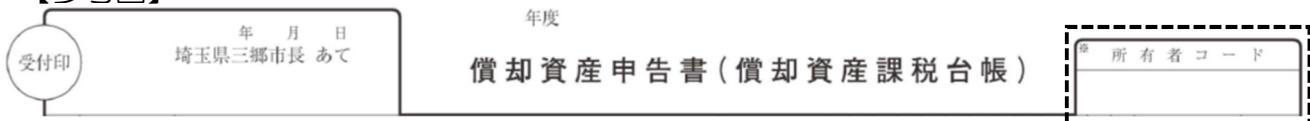
※市システムへのデータ連携・取込時において、エラーにより受付できなかった場合、担当者様、担当税理士に、データの再入力・再送信を依頼する場合がありますので、予めご了承ください。

※e L T A Xに関することは、12 ページ記載のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

### (3) 所有者コードの記載について

本市に償却資産申告をされると、所有者コードが付番され、以後適切に管理されます。  
本市以外の様式を使用し申告される方、電子申告を利用される方につきましても、申告書の右上に設けられた「所有者コード欄」に、付番された所有者コードを記入または入力願います。

#### 【参考図】



※所有者コードは本市から送付した申告書右上に記載しております。

※本市へ初めて申告される方等、所有者コードがない方は、当該記載欄は空白で構いません。

### (4) 非課税対象資産が含まれる場合

下記確認書類（写し可）の添付が別途必要となります。なお、非課税適用申告書については、市税条例第56条～第58条の2に基づき、非課税適用資産を所有されている限り**毎年度提出が必要**となります。

|   | 確認書類の例（全て写し可）      | 備考   |
|---|--------------------|--|
| 1 | 非課税適用申告書           | 前年までに非課税対象資産の申告がある方には、予め様式を同封しています。当市に初めて申告いただく方は、申告書を交付いたしますので市担当までご連絡ください。 |
| 2 | 登記簿謄本・定款・認可書・指定書 等 | 非課税適用事業を行っていることがわかる書類  |

### (5) 特例対象資産が含まれる場合

下記確認書類（写し可）の添付が別途必要となります。なお、特例適用に係る確認資料については、**特例適用初年度申告時のみ添付いただければ構いません**。

主な特例については、12 ページをご参照ください。

|   | 確認書類の例（全て写し可）   | 特例名称                    |
|---|---|-------------------------|
| 1 | 特定施設設備（使用・変更）届出書  | 公共の危害防止施設（汚水又は廃液の処理施設）  |
| 2 | 産業廃棄物処理施設設置許可申請書・許可書  | 公共の危害防止施設（産業廃棄物処理施設）    |
| 3 | 除害施設新設等届出書  | 公共の危害防止施設（下水道除害施設）      |
| 4 | 再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定書  | 太陽光発電（わがまち特例）           |
| 5 | 企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の乳   | 特定事業所内保育施設              |
| 6 | 先端設備導入計画に係る申請書・認定書<br>・認定経営革新等支援機関による確認書<br>・賃上げ方針を表明したことを証する書面 | 認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備 |

※新規で特例適用資産を取得され、必要書類や手続きの流れが不明な場合は、担当までご連絡ください。

### (6) 提出前のチェック項目

**確認・修正依頼が多い項目をまとめましたので、申告書提出前チェックにご協力願います。**

- 令和8年1月1日現在で事業の用に供することができる資産ですか？
- 本市以外に所在する資産が含まれていませんか？
- 申告書に所有者コード、連絡先を記載していますか？
- 昨年度申告時の取得価額の最終合計値と、今年度申告時の前年前取得価額の合計値は一致しますか？  
※一致しない場合、申告書や種類別明細書内に理由を記載してください。(申告漏れ／吸収合併等)
- 家屋として評価・課税されているものを除いていますか？
- 無形固定資産（リトウア等）や他の税目で課税されるもの（普通・軽自動車等）を除いていますか？
- （一般申告で増加資産のある方）増加資産の耐用年数の記載が漏れていませんか？
- （過年度申告漏れ資産がある方）当該増加資産の摘要欄に、申告漏れである旨記載はありますか？
- （減少資産のある方）当市が付番した資産番号を、種類別明細書（減少用）に記載していますか？
- （電算申告の方）増減の有無に関わらず、種類別明細書（全資産）を添付していますか？
- （特例・非課税対象の方）申告書のほかに、確認書類等を添付していますか？
- （廃業・事業所閉鎖の方）「18. 備考欄」に閉鎖等年月日の記載及び概要の記載はありますか？

### 3 評価額・税額等の計算について

#### (1) 評価額の算出

償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、所有している課税対象の全償却資産を一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、評価額を算出し価額を決定します。

##### ◎評価額の算出方法

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 前年中に取得した資産 | 取得価額×(1-減価率÷2)※ |
| 前年前に取得した資産 | 前年度評価額×(1-減価率)  |

※減価率÷2は小数点第4位を四捨五入します。 減価残存率については次ページの表を参照。

##### ◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価残存率を乗じた額を評価額とします。

2年目・3年目・・と計算して得た評価額が取得価額の5%に相当する額を下回る場合は、取得価額の5%に相当する額を評価額とします。

【計算例】取得価額：2,000,000円、取得年7年4月、耐用年数3年 の資産の場合

|   |         |
|---|---------|
| ・令和8年…2,000,000 × (1-0.536 × 1/2) = 1,464,000 |         |
| ・令和9年…1,464,000 × (1-0.536) = 679,296         |         |
| ・令和10年… 679,296 × (1-0.536) = 315,193         |         |
| ・令和11年… 315,193 × (1-0.536) = 146,249         |         |
| ・令和12年… 146,249 × (1-0.536) = 67,859          |         |
| (2,000,000 × 5% = 100,000)                    | 100,000 |

(残存価額5%)

令和12年の評価額は取得価額の5%未満のため以降の評価額は5%の100,000円となります。

#### (2) 課税標準

賦課期日（1月1日）現在における三郷市内に所在する償却資産の評価額の合計が決定価額となり、償却資産課税台帳に登録されたものです。なお、課税標準の特例が適用される場合は、決定価額に特例率を乗じたものが課税標準となります。

※課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。（免税点）

#### (3) 税額の算出 税率は 1.4% です。

[課税標準額の合計(1,000円未満)切捨] × [税率 1.4%] = [税額(100円未満切捨)]

【計算例】課税標準額の合計：3,025,500円の場合

3,025,500円 × 1.4% = (42,357円) 42,300円 (100円未満切捨)

→年税額は 42,300円となります。

#### (4) 納期

年税額は通常年4回（5月、7月、12月、翌年2月）に分けて納めていただきます。

なお、固定資産税納税通知書は毎年、5月上旬にお送りしています。

償却資産の課税標準額が、免税点未満（課税標準となる額が150万円未満）であっても申告書は必ず提出願います。なお、土地・家屋の所有がなく、償却資産の課税標準額が免税点未満の方の場合は、納税通知書は発送されません。また、土地・家屋の所有があり納税通知書が送付されるケースであっても、償却資産の課税標準額が免税点未満の場合、納税通知書内に償却資産の課税標準額は記載されません。

## (5) 減価率及び減価残存率表

| 耐用年数 | 減価率   | 減価残存率              |                | 耐用年数 | 減価率   | 減価残存率              |                | 耐用年数 | 減価率   | 減価残存率              |                |
|------|-------|--------------------|----------------|------|-------|--------------------|----------------|------|-------|--------------------|----------------|
|      |       | 前年中取得<br>1-(減価率/2) | 前年前取得<br>1-減価率 |      |       | 前年中取得<br>1-(減価率/2) | 前年前取得<br>1-減価率 |      |       | 前年中取得<br>1-(減価率/2) | 前年前取得<br>1-減価率 |
| 1    |       |                    |                | 11   | 0.189 | 0.905              | 0.811          | 21   | 0.104 | 0.948              | 0.896          |
| 2    | 0.684 | 0.658              | 0.316          | 12   | 0.175 | 0.912              | 0.825          | 22   | 0.099 | 0.950              | 0.901          |
| 3    | 0.536 | 0.732              | 0.464          | 13   | 0.162 | 0.919              | 0.838          | 23   | 0.095 | 0.952              | 0.905          |
| 4    | 0.438 | 0.781              | 0.562          | 14   | 0.152 | 0.924              | 0.848          | 24   | 0.092 | 0.954              | 0.908          |
| 5    | 0.369 | 0.815              | 0.631          | 15   | 0.142 | 0.929              | 0.858          | 25   | 0.088 | 0.956              | 0.912          |
| 6    | 0.319 | 0.840              | 0.681          | 16   | 0.134 | 0.933              | 0.866          | 26   | 0.085 | 0.957              | 0.915          |
| 7    | 0.280 | 0.860              | 0.720          | 17   | 0.127 | 0.936              | 0.873          | 27   | 0.082 | 0.959              | 0.918          |
| 8    | 0.250 | 0.875              | 0.750          | 18   | 0.120 | 0.940              | 0.880          | 28   | 0.079 | 0.960              | 0.921          |
| 9    | 0.226 | 0.887              | 0.774          | 19   | 0.114 | 0.943              | 0.886          | 29   | 0.076 | 0.962              | 0.924          |
| 10   | 0.206 | 0.897              | 0.794          | 20   | 0.109 | 0.945              | 0.891          | 30   | 0.074 | 0.963              | 0.926          |

## (6) 耐用年数が改正された資産の申告について

平成20年度税制改正において、耐用年数省令の一部改正が行われ、全面的な改正が行われました。詳細は、国税庁HP 耐用年数等の見直し(平成20年度税制改正)Q&Aを参照ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/7142/index.htm>

## (7) 非課税について

一定の要件を満たす償却資産は、税負担の軽減を図るため、地方税法第348条及び同法附則第14条の規定により非課税となるものがあります。

また、非課税適用を受ける資産がある場合には、償却資産申告書「10. 非課税該当資産」の『有』に○印をするとともに、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の摘要欄に適用法令・条項または用途等を記入し、9ページ「非課税対象資産が含まれる場合」に記載の確認書類を添付してください。

| 非課税対象資産(一部抜粋)   | 地方税法第348条  |
|---|------------|
| ①宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物および境内地                              | 第2項第3号     |
| ②学校法人等が直接保育または教育の用に供する固定資産                              |            |
| ③公益社団法人・公益財団法人が図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産 | 第2項第9号     |
| ④公益社団法人・公益財団法人・宗教法人が博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産 |            |
| ⑤社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産                              | 第2項第10号の2  |
| ⑥社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産                               | 第2項第10号の3  |
| ⑦学校法人・社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産                          | 第2項第10号の4  |
| ⑧社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産                               | 第2項第10号の5  |
| ⑨社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産                               | 第2項第10号の6  |
| ⑩社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産                               | 第2項第10号の7  |
| ⑪更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産                                | 第2項第10号の8  |
| ⑫介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産           | 第2項第10号の9  |
| ⑬事業所内保育事業(利用定員が6人以上)の用に供する固定資産                          | 第2項第10号の10 |

## (8) 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定に該当する償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

特例適用を受ける資産がある場合には、申告書「11. 課税標準の特例」の『有』を選択するとともに、『種類別明細書（増加資産・全資産用）』の摘要欄に適用法令・条項または特例名を記入し、当該資産の申告初年度のみ11ページに記載の確認書類を添付してください。

| 主な特例（一部抜粋）                                  |                                     | 適用法令・条項   | 適用対象期間                        | 特例割合                 |
|---|-------------------------------------|---|-------------------------------|----------------------|
| 公共の危害<br>防止施設                               | 汚水又は<br>廃液の処理施設                     | 地方税法附則第15条第2項第1号<br>三郷市税条例附則第10条の2第1項<br>取得分    | 令和6年4月1日～<br>令和8年3月31日<br>取得分 | 1/2                  |
|   | 産業廃棄物処理施設                           | 地方税法附則第15条第2項第4号                                | 令和6年4月1日～<br>令和8年3月31日<br>取得分 | 1/3                  |
|   | 下水道除害施設                             | 地方税法附則第15条第2項第5号<br>三郷市税条例附則第10条の2第2項<br>取得分    | 令和6年4月1日～<br>令和8年3月31日<br>取得分 | 4/5                  |
| 太陽光発電<br>設備                                 | 出力 1,000 kW未満                       | 地方税法附則第15条第25項第1号イ<br>三郷市税条例附則第10条の2第10項<br>取得分 | 令和6年4月1日～<br>令和8年3月31日<br>取得分 | 3年間<br>2/3           |
|   | 出力 1,000 kW以上                       | 地方税法附則第15条第25項第3号イ<br>三郷市税条例附則第10条の2第15項<br>取得分 | 令和6年4月1日～<br>令和8年3月31日<br>取得分 | 3年間<br>3/4           |
| 先端設備等<br>導入計画に<br>従って<br>取得した<br>先端設備<br>※1 | 事業用家屋及び<br>構築物                      | 旧地方税法附則旧第64条<br>三郷市税条例附則第10条の2<br>第26項          | 令和2年4月1日～<br>令和3年3月31日<br>取得分 | 3年間<br>0/1<br>(ゼロ)   |
|   | 機械装置・工具・器具<br>備品<br>建物付帯設備及び<br>構築物 |   | 令和3年4月1日～<br>令和5年3月31日<br>取得分 | 【賃上げ表明あり】<br>5年間 1/3 |
|   | 機械装置・工具・器具<br>備品<br>建物付帯設備及び<br>構築物 | 旧地方税法附則第15条第44項                                 | 令和5年4月1日～<br>令和6年3月31日<br>取得分 | 【賃上げ表明なし】<br>3年間 1/2 |
|   | 機械装置・工具・器具<br>備品<br>建物付帯設備及び<br>構築物 |   | 令和6年4月1日～<br>令和7年3月31日<br>取得分 | 【賃上げ表明あり】<br>4年間 1/3 |
|   | 機械装置・工具・器具<br>備品<br>建物付帯設備及び<br>構築物 | 地方税法附則第15条第43項                                  | 令和7年4月1日～<br>令和9年3月31日<br>取得分 | 【賃上げ表明なし】<br>3年間 1/2 |

※1…先端設備導入計画の申請・認定後に当該設備を取得することが必須条件です。

※2…網掛部は、条文が廃止され新規適用がなくなったものです。昨年度までに申告及び申請があったものは、当時の適用条件に基づき特例が適用されます。

申告書の提出は **eLTAX** による電子申告をご利用ください！

【電子申告のメリット】

- ◎自宅やオフィスからインターネット経由で申告できるため、郵送・来庁の手間がありません。
- ◎利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用できます。
- ◎PCdeskを利用すれば、CSV取り込みにより申告データを作成できます。
- ◎eLTAXご利用に関するお問い合わせ先《ヘルプデスク》
  - 月曜日～金曜日（土日休祝日・年末年始 12/29～1/3 は除く）
  - 9:00～17:00
  - 電話番号：0570-081459（つながらない場合：03-5521-0019）
  - URL：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAX 公式 HP

#### 4 申告書類の記入方法

前年分の申告をされた方は、当該内容を印字しています。必要に応じて修正を加えてください。  
「資産の増減がない場合」や「該当資産が無い場合」、「事業（休業）・解散・転出」の場合でも、申告書を提出願います。  
※氏名欄に押印は不要です。

#### (1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

|  |   |   |
|--|---|---|
| 提出年月日記入  | 令和8年1月25日                                     | 令和8年度   |
| 個人は「氏名」「法人<br>ふりがな」「代表<br>者は「名称」記入<br>※屋号も記入           | 三郷市長宛   | 償却資産申告書（償却資産課税台帳）                             |
| ※商号・代表者等に変更があ<br>れば朱書き訂正し個人の方<br>は住民票の写し等を添付<br>してください | 埼玉県三郷市花和田648番地1<br>(電話 048-953-1111)          | 埼玉県三郷市花和田648番地1<br>(電話 048-953-1111)          |
| 所有者<br>（法人にあつ<br>者氏名）                                  | みさと 三郷工業所 株式会社<br>代表取締役 三郷 太郎<br>(屋号 みさと工業所 ) | みさと 三郷工業所 株式会社<br>代表取締役 三郷 太郎<br>(屋号 みさと工業所 ) |

前年に取得したものの(イ)欄は  
前年度申告額の(二)欄と同額  
前年中に減少したものの(ロ)欄に  
記入がある場合  
「種類別明細書(減少資産用)  
詳細を記入

前年中に取得したものの(リ)欄に  
記入がある場合  
「種類別明細書(増加資産用)  
詳細を記入

|   |   |   |  |                                 |
|---|---|---|--|---------------------------------|
| 事業種目を具体的に記入。法人は資本等の金額を記入                                    | ※ 所有者コード<br>123456  |   |  |                                 |
| 償却資産課税台帳  |   |   |  |                                 |
| 3 個人番号又は法人番号  | 4 事業種目<br>(資本等の金額)  | 5 事業開始年月<br>(昭和60年10月(決算期3月))                           | 6 この申告に応答する者の<br>氏名及び氏名<br>(法人にあつ<br>者氏名)            | 7 税理士等<br>の氏名<br>(税理士<br>の氏名)   |
| 8 短縮耐用年数の承認<br>9 増加償却年数                                     | 10 非課税資産<br>の特例<br>(扶助金<br>は正縮記帳<br>の償却方法)  | 11 課税標準<br>の特例<br>(扶助金<br>は正縮記帳<br>の償却方法)               | 12 特別償却又<br>は正縮記帳<br>の償却方法                           | 13 税務会計上<br>の青色申告<br>有無         |
| 14 青色申告<br>有無   | 15 市(区)町村内<br>における事業所<br>等資産の所在地<br>(① 三郷市花和田648-1<br>(事務所)<br>② 三郷市早稻田5-4-1<br>(倉庫)<br>③ ) | 16 借用資産<br>(有・無)  | 17 事業所用家屋の所有区分<br>自己所有・出家                            | 18 備考(添付書類等)                    |
| 19 資産の種類<br>前年前に取得したもの(イ)<br>前年中に減少したもの(ロ)<br>前年に減少したものの(リ) | 20 取得<br>前年中に取得したもの(ハ)<br>前年中に減少したもの(ル)<br>前年に減少したものの(リ)                                    | 21 価<br>前年中に取得したもの(ハ)<br>前年中に減少したもの(ル)<br>前年に減少したものの(リ) | 22 計<br>((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)<br>3,825,000<br>30,000,000 | 23 計<br>3,825,000<br>30,000,000 |
| 24 構築物<br>機械及び装置  | 25 船舶   | 26 航空機<br>車両及び器具  | 27 船舶  | 28 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 29 航空機<br>車両及び器具  | 30 船舶   | 31 航空機<br>車両及び器具  | 32 船舶  | 33 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 34 航空機<br>車両及び器具  | 35 船舶   | 36 航空機<br>車両及び器具  | 37 船舶  | 38 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 39 航空機<br>車両及び器具  | 40 船舶   | 41 航空機<br>車両及び器具  | 42 船舶  | 43 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 44 航空機<br>車両及び器具  | 45 船舶   | 46 航空機<br>車両及び器具  | 47 船舶  | 48 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 49 航空機<br>車両及び器具  | 50 船舶   | 51 航空機<br>車両及び器具  | 52 船舶  | 53 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 54 航空機<br>車両及び器具  | 55 船舶   | 56 航空機<br>車両及び器具  | 57 船舶  | 58 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 59 航空機<br>車両及び器具  | 60 船舶   | 61 航空機<br>車両及び器具  | 62 船舶  | 63 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 64 航空機<br>車両及び器具  | 65 船舶   | 66 航空機<br>車両及び器具  | 67 船舶  | 68 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 69 航空機<br>車両及び器具  | 70 船舶   | 71 航空機<br>車両及び器具  | 72 船舶  | 73 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 74 航空機<br>車両及び器具  | 75 船舶   | 76 航空機<br>車両及び器具  | 77 船舶  | 78 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 79 航空機<br>車両及び器具  | 80 船舶   | 81 航空機<br>車両及び器具  | 82 船舶  | 83 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 84 航空機<br>車両及び器具  | 85 船舶   | 86 航空機<br>車両及び器具  | 87 船舶  | 88 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 89 航空機<br>車両及び器具  | 90 船舶   | 91 航空機<br>車両及び器具  | 92 船舶  | 93 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 94 航空機<br>車両及び器具  | 95 船舶   | 96 航空機<br>車両及び器具  | 97 船舶  | 98 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570    |
| 99 航空機<br>車両及び器具  | 100 船舶  | 101 航空機<br>車両及び器具                                       | 102 船舶   | 103 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 104 航空機<br>車両及び器具   | 105 船舶  | 106 航空機<br>車両及び器具                                       | 107 船舶   | 108 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 109 航空機<br>車両及び器具   | 110 船舶  | 111 航空機<br>車両及び器具                                       | 112 船舶   | 113 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 114 航空機<br>車両及び器具   | 115 船舶  | 116 航空機<br>車両及び器具                                       | 117 船舶   | 118 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 119 航空機<br>車両及び器具   | 120 船舶  | 121 航空機<br>車両及び器具                                       | 122 船舶   | 123 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 124 航空機<br>車両及び器具   | 125 船舶  | 126 航空機<br>車両及び器具                                       | 127 船舶   | 128 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 129 航空機<br>車両及び器具   | 130 船舶  | 131 航空機<br>車両及び器具                                       | 132 船舶   | 133 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 134 航空機<br>車両及び器具   | 135 船舶  | 136 航空機<br>車両及び器具                                       | 137 船舶   | 138 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 139 航空機<br>車両及び器具   | 140 船舶  | 141 航空機<br>車両及び器具                                       | 142 船舶   | 143 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 144 航空機<br>車両及び器具   | 145 船舶  | 146 航空機<br>車両及び器具                                       | 147 船舶   | 148 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 149 航空機<br>車両及び器具   | 150 船舶  | 151 航空機<br>車両及び器具                                       | 152 船舶   | 153 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 154 航空機<br>車両及び器具   | 155 船舶  | 156 航空機<br>車両及び器具                                       | 157 船舶   | 158 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 159 航空機<br>車両及び器具   | 160 船舶  | 161 航空機<br>車両及び器具                                       | 162 船舶   | 163 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 164 航空機<br>車両及び器具   | 165 船舶  | 166 航空機<br>車両及び器具                                       | 167 船舶   | 168 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 169 航空機<br>車両及び器具   | 170 船舶  | 171 航空機<br>車両及び器具                                       | 172 船舶   | 173 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 174 航空機<br>車両及び器具   | 175 船舶  | 176 航空機<br>車両及び器具                                       | 177 船舶   | 178 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 179 航空機<br>車両及び器具   | 180 船舶  | 181 航空機<br>車両及び器具                                       | 182 船舶   | 183 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 184 航空機<br>車両及び器具   | 185 船舶  | 186 航空機<br>車両及び器具                                       | 187 船舶   | 188 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 189 航空機<br>車両及び器具   | 190 船舶  | 191 航空機<br>車両及び器具                                       | 192 船舶   | 193 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 194 航空機<br>車両及び器具   | 195 船舶  | 196 航空機<br>車両及び器具                                       | 197 船舶   | 198 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 199 航空機<br>車両及び器具   | 200 船舶  | 201 航空機<br>車両及び器具                                       | 202 船舶   | 203 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 204 航空機<br>車両及び器具   | 205 船舶  | 206 航空機<br>車両及び器具                                       | 207 船舶   | 208 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 209 航空機<br>車両及び器具   | 210 船舶  | 211 航空機<br>車両及び器具                                       | 212 船舶   | 213 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 214 航空機<br>車両及び器具   | 215 船舶  | 216 航空機<br>車両及び器具                                       | 217 船舶   | 218 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 219 航空機<br>車両及び器具   | 220 船舶  | 221 航空機<br>車両及び器具                                       | 222 船舶   | 223 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 224 航空機<br>車両及び器具   | 225 船舶  | 226 航空機<br>車両及び器具                                       | 227 船舶   | 228 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 229 航空機<br>車両及び器具   | 230 船舶  | 231 航空機<br>車両及び器具                                       | 232 船舶   | 233 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 234 航空機<br>車両及び器具   | 235 船舶  | 236 航空機<br>車両及び器具                                       | 237 船舶   | 238 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 239 航空機<br>車両及び器具   | 240 船舶  | 241 航空機<br>車両及び器具                                       | 242 船舶   | 243 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 244 航空機<br>車両及び器具   | 245 船舶  | 246 航空機<br>車両及び器具                                       | 247 船舶   | 248 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 249 航空機<br>車両及び器具   | 250 船舶  | 251 航空機<br>車両及び器具                                       | 252 船舶   | 253 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 254 航空機<br>車両及び器具   | 255 船舶  | 256 航空機<br>車両及び器具                                       | 257 船舶   | 258 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 259 航空機<br>車両及び器具   | 260 船舶  | 261 航空機<br>車両及び器具                                       | 262 船舶   | 263 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 264 航空機<br>車両及び器具   | 265 船舶  | 266 航空機<br>車両及び器具                                       | 267 船舶   | 268 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 269 航空機<br>車両及び器具   | 270 船舶  | 271 航空機<br>車両及び器具                                       | 272 船舶   | 273 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 274 航空機<br>車両及び器具   | 275 船舶  | 276 航空機<br>車両及び器具                                       | 277 船舶   | 278 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 279 航空機<br>車両及び器具   | 280 船舶  | 281 航空機<br>車両及び器具                                       | 282 船舶   | 283 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 284 航空機<br>車両及び器具   | 285 船舶  | 286 航空機<br>車両及び器具                                       | 287 船舶   | 288 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 289 航空機<br>車両及び器具   | 290 船舶  | 291 航空機<br>車両及び器具                                       | 292 船舶   | 293 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 294 航空機<br>車両及び器具   | 295 船舶  | 296 航空機<br>車両及び器具                                       | 297 船舶   | 298 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 299 航空機<br>車両及び器具   | 300 船舶  | 301 航空機<br>車両及び器具                                       | 302 船舶   | 303 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 304 航空機<br>車両及び器具   | 305 船舶  | 306 航空機<br>車両及び器具                                       | 307 船舶   | 308 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 309 航空機<br>車両及び器具   | 310 船舶  | 311 航空機<br>車両及び器具                                       | 312 船舶   | 313 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 314 航空機<br>車両及び器具   | 315 船舶  | 316 航空機<br>車両及び器具                                       | 317 船舶   | 318 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 319 航空機<br>車両及び器具   | 320 船舶  | 321 航空機<br>車両及び器具                                       | 322 船舶   | 323 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 324 航空機<br>車両及び器具   | 325 船舶  | 326 航空機<br>車両及び器具                                       | 327 船舶   | 328 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 329 航空機<br>車両及び器具   | 330 船舶  | 331 航空機<br>車両及び器具                                       | 332 船舶   | 333 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 334 航空機<br>車両及び器具   | 335 船舶  | 336 航空機<br>車両及び器具                                       | 337 船舶   | 338 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口570   |
| 339 航空機<br>車両及び器具   | 340 船舶  | 341 航空機<br>車両及び器具                                       | 342 船舶   | 343 借用<br>機械及びリース<br>三郷市谷口      |

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の記載方法は、申告書の記載方法により下記の通り変わります。

- ・一般申告（増加及び減少のあつた資産を1品ずつ申告する場合）… 前年中に増加した資産のみ記載（増加資産用）
- ・電算申告（資産を全件申告する場合）…………… これまでに取得した全ての資産を記載（全資産用）

※同封した「種類別明細書（全資産用・提出用）※資産内訳が入力されているもの」は、前年度の申告内容を確認いたための参考資料ですので、提出の必要はありません。

第二十六号様式別表一（）

種類別明細書（増加資産・全資産用）

| 令和7年度  |  | 所 有 者 氏 名  |       | 申告年度、所有者コード、所有者氏名を記入。 |         |
|--------|--|------------|-------|-----------------------|---------|
| 123456 |  | 三郷工業所 株式会社 |       | 1枚のうち<br>1枚 目         |         |
| 資産の種類  | 資産コード  | 資産の名称      | 数 量   | 取 得 年 月               | 取 得 価 額 |
| 01 2   | ●●製造機 (ABC-II)   | 1          | R5.6  | 10,000,000            | 10      |
| 02 6   | ●接セット (椅子・テーブル)  | 1          | R4.12 | 350,000               | 8       |
| 03     |  |            |       |                       |         |
| 04     | 資産の種類により、下記数字を記入。  |            |       |                       |         |
| 05     | 1 構築物  |            |       |                       |         |
| 06     | 2 機械及び装置   |            |       |                       |         |
| 07     | 3 船舶   |            |       |                       |         |
| 08     | 4 航空機  |            |       |                       |         |
| 09     | 5 車両及び運搬具  |            |       |                       |         |
| 10     | 6 工具・器具及び備品  |            |       |                       |         |
| 11     | 資産の名称は漢字・英字・かな・カナ全て対応可能です。<br>ただし、資産名が長い場合、システム側の文字制限により、<br>名称の一部が省略される場合があります。   |            |       |                       |         |
| 12     |  |            |       |                       |         |
| 13     |  |            |       |                       |         |
| 14     |  |            |       |                       |         |
| 15     | 当該償却資産の「取得価額」を記入してください。  |            |       |                       |         |
| 16     | ①取得価額は、購入した償却資産について必要な費用（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他の付帯費）の合計額です。自己の建設・製作又は製造による償却資産については、それに要した原材料費、労務費、経費、その他付帯費の合計額です。 |            |       |                       |         |
| 17     | ②法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳による償却資産の取得とみなされていますので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。  |            |       |                       |         |
| 18     | ③改良費の支出は、新たに償却資産の取得とみなされていますので、その時期の異なるごとに本体部と区別して記入してください。  |            |       |                       |         |
| 19     | ④「1円取得」等、通常支出すべき額と明らかに相違がある取扱額での申告は認められません。当該品物を取得した当時の金額、それが不明な場合は、当該年度の賦課期日に一般市場において当該資産を新品として取得するために通常支出すべき額を記載してください。    |            |       |                       |         |
| 20     | 当該申告書は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 移動による受け入れ、5 その他  |            |       |                       |         |
|        | のいずれかに○印をつけてください。  |            |       |                       |         |

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 移動による受け入れ、5 その他

のいずれかに○印をつけてください。



## 5 耐用年数表（抜粋）

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数（別表第1抜粋）

本表に記載されていないものは、「減価償却資産の耐用年数に関する省令別表」をご参照ください。

| ○工具附属設備                |  | 構造用途                |  | 細目                         |  | 細目     |  | 耐用年数 |  |
|------------------------|--|---------------------|--|----------------------------|--|--------|--|------|--|
| 電気設備                   |  | 蓄電池電源設備             |  | 測定及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む） |  | たまつき用具 |  | 耐用年数 |  |
| 給排水・衛生設備               |  | その他のもの              |  | 孔版印刷又は印書業用のもの              |  | 8      |  | 8    |  |
| 冷暖房・通風                 |  | 冷暖房設備（冷凍機の出力22kW以下） |  | その他のもの                     |  | 2      |  | 2    |  |
| ボイラー                   |  | その他のもの              |  | パチンコ器、ピンゴ器、射的用具            |  | 2      |  | 2    |  |
| 昇降機                    |  | エレベーター              |  | 他の球戦用具、その他の球戦用具            |  | 5      |  | 5    |  |
| 消火・排煙又は災害報知設備及び格納式遮断設備 |  | エスカレーター             |  | 暑、将棋、麻雀等遊戯具                |  | 3      |  | 3    |  |
| 工場用簡易装備                |  | アーケード（主として金属製のもの）   |  | スポーツ具                      |  | 2      |  | 2    |  |
| 可動間仕切り                 |  | 日よけ（主として金属製のもの）     |  | 音楽又は芝居用具                   |  | 3      |  | 3    |  |
| 店用簡易装備                 |  | アーケード（主として金属製のもの）   |  | スズキ用具                      |  | 5      |  | 5    |  |
| 前掲以外                   |  | 店用簡易装備              |  | その他のもの                     |  | 5      |  | 5    |  |

| ○器具及び備品       |  | 構造用途                       |  | 細目                         |  | 細目                         |  | 耐用年数 |  |
|---------------|--|----------------------------|--|----------------------------|--|----------------------------|--|------|--|
| 事務機器          |  | 測定及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む） |  | 測定及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む） |  | 測定及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む） |  | 5    |  |
| 治具・取付工具       |  | 金属圧延用                      |  | ロール                        |  | ロール                        |  | 15   |  |
| 型             |  | ・                          |  | なつ染ロール、粉碎ロール、その他のもの        |  | なつ染ロール、粉碎ロール、その他のもの        |  | 15   |  |
| 鍛工            |  | （打抜）                       |  | フレス（他の金属用金型及作業用型）          |  | フレス（他の金属用金型及作業用型）          |  | 2    |  |
| 切削工具          |  | 工具                         |  | その他もの                      |  | 工具                         |  | 3    |  |
| 金属製柱・カッパ      |  | 金属製柱                       |  | 柱                          |  | 柱                          |  | 2    |  |
| 活字等           |  | 活字等                        |  | 墨入れ活字                      |  | 墨入れ活字                      |  | 3    |  |
| 自製活字等に常用される金属 |  | 自製活字等に常用される金属              |  | 自製活字等に常用される金属              |  | 自製活字等に常用される金属              |  | 3    |  |

| ○機械及び装置  |  | 構造用途              |  | 細目             |  | 細目             |  | 耐用年数 |  |
|----------|--|-------------------|--|----------------|--|----------------|--|------|--|
| 測定及び検査工具 |  | 金属圧延用             |  | 複写機及びタイプライター   |  | たまつき用具         |  | 8    |  |
| 治具・取付工具  |  | 孔版印刷又は印書業用のもの     |  | 孔版印刷又は印書業用のもの  |  | 孔版印刷又は印書業用のもの  |  | 3    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| 電子計算機    |  | パソコンコンピュータ（サーバー用） |  | 複写機、金券券券機、タイマー |  | 複写機、金券券券機、タイマー |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| 事務機器     |  | 複写機               |  | 複写機、金券券券機、タイマー |  | 複写機、金券券券機、タイマー |  | 5    |  |
| 通信機器     |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 10   |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  | その他のもの         |  | 5    |  |
| その他のもの   |  | その他のもの            |  | その他のもの         |  |                |  |      |  |

## 6 資産の不申告等について

### (1) 不申告について

三郷市では、期限内に申告がなかった事業者に対し、毎年3月・6月頃に催告書を発送しています。

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び三郷市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加え延滞金を徴収する場合があります。

また下記「7 各種調査への協力依頼について」に記載のある各種調査を行った結果、課税客体となる資産を所有されていることが明らかとなつた場合には、不申告の場合であっても、調査結果を基に推計課税を行うこととなりますので予めご了承ください。

### (2) 虚偽申告について

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく最大5年間の遡及課税となり、課税を行った月の月末に一括で納付していただくことになります。

### (3) 各種調査にかかるご協力のお願い

三郷市では地方税法第353条に基づき、提出いただいた申告書や、航空写真、その他公的機関からの情報提供等を基に、申告内容が適正かどうか調査を行っています。場合によって、地方税法第408条に基づき、以下のような実地調査等を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

その際、国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写し）、または減価償却費の計算書（写し））、固定資産台帳等の各種資料の提出をお願いすることがあります。

また、実地調査等に伴って償却資産の申告や申告内容の修正をお願いすることがありますが、その場合の課税は現年度だけでなく過年度（最大5年間）に遡及します。過年度分について遡及課税となつた場合、通常と異なり納期は1回となります。

なお、正当な事由がなく調査を拒んだ場合、地方税法第354条に基づき過料を科せられる場合があります。

#### 【協力いただく主な調査】

- ① 資産の所在地における実地調査
- ② 郵送による帳簿等（写）の提出依頼
- ③ 本社（事業所）における帳簿等調査
- ④ 担当税理士・公認会計士事務所における帳簿等調査 等

### (4) 国税資料等の閲覧について

地方税法第354条の2の規定に基づき、三郷市では調査に活用するため、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。

申告いただいた内容と差異がある場合や、不申告の場合には、個別に確認、及び申告の修正を求めることがあります。また、修正の申告を得られない場合でも、調査の結果を基に賦課決定（税額変更・決定）を行う場合もありますのでご了承ください。

## 7 償却資産 Q&A

このページでは、申告に関する不明点として特に多く寄せられる質問とその回答をまとめました。  
その他不明点については、お手数ですが担当の税理士様（税務を依頼している場合）、または資産税課償却資産係までお問合せください。

Q1 税務署に確定申告（所得税・法人税）をっていても、三郷市へ償却資産の申告は必要ですか？

A1 確定申告は国税（所得税・法人税）の申告です。三郷市内に償却資産を所有している又は、貸し付けしている場合は、地方税（固定資産税）である償却資産の申告は必要です。

Q2 所有している償却資産が少ない、または無くても申告は必要ですか？

A2 儻却資産を所有している方は、地方税法第383条（固定資産税の申告）に基づき、毎年賦課期日（1月1日）現在の所有者は、当該市長に対し償却資産の申告は必要です。

また、市は提出された申告書をもとに、償却資産を固定資産課税台帳へ登録します。なお、資産が少ない、資産が無い場合でも、申告書の提出をお願いします。

※資産が無い場合は、申告書「18 備考」欄「3.該当資産なし」に丸をつけてご提出願います。

Q3 現在稼働していない資産について、申告は必要ですか？

A3 儻却資産の要件の一つ「事業の用に供することができる」とは、現に事業の用に供している資産はもちろんのこと、事業のために取得し、いつでも稼働できる状態にある資産も含むため、一時的に稼動を停止している遊休資産や、工場が完成したがまだ稼働していない未稼動資産も、償却資産の申告は必要です。

Q4 減価償却していない資産について、申告は必要ですか？

A4 儻却資産の要件の一つ「その減価償却額または減価償却費が、損金または必要な経費に算入されている」とは、実際に経費算入されている資産はもちろんのこと、本来経費算入されるべき性格の資産も含むため、「赤字決算等の理由により減価償却をしていない資産」、「帳簿に記録されていないため減価償却できない簿外資産」、「減価償却し終わった償却済資産、建設仮勘定のうち未精算のまま稼働している資産」も、償却資産の申告は必要です。

Q5 申告書に「車両及び運搬具」とありますが、自動車の申告は必要ですか？

A5 儻却資産の対象となる「車両及び運搬具」は、自動車税・軽自動車税が課されていないものです。具体的には、下記の要件を一つでも満たす場合は大型特殊自動車となり、償却資産の申告は必要です。（主にショベル、フォークリフト、クレーン、農耕作業用自動車等が対象となります。）

Q6 会社の社宅や寮の設備・備品について、申告は必要ですか？

A6 儻却資産の要件の一つ「事業の用に供する」とは、直接その企業の本来の事業の用に供される資産に限定されるものではありません。事業者がその事業に直接間接を問わず使用することができる資産はすべて償却資産に該当するため、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものと認められるため、償却資産の申告は必要です。

Q7 取得価額が不明の場合や、1円で取得した場合はどうすればよいですか？

A7 取得価額とは、購入した対価とそれに要した費用のことで、資産の購入代金と付随費用（運搬費、据付費、その他付帯費用）の合計額。また、工事・制作・製造等においては、原材料費、労務費、経費、その他付帯費用の合計額です。そのため、取得価額1円は、購入した対価とそれに要した費用として、明らかな相違がある取得価額であるため認められません。

当該品物を取得した当時の金額、それが不明な場合は、当該年度の賦課期日に一般市場において当該資産を新品として取得するために通常支出すべき額を記載してください。

（総務省：固定資産評価基準第3章第1節第5項～7項 参照）

Q8 申告書等を住所とは別の住所に送ってほしい場合はどうすればよいですか？

A8 支店・店舗・営業所など、本社以外の住所を送付先として設定したい場合は、送付先住所・宛名を「1 住所」欄と「2 氏名」欄に朱書きしていただき、「18 備考」欄に、送付先設定/変更希望の旨をご記入ください。

※子会社や経理業務のアウトソーシング先に送付したい等、送付先の人格が変わる場合は別途「納税管理人申告書兼承認申請書」の提出が必要となりますので、お手数ですが事前にご連絡ください。